

2024年4月30日



各位

会社名 株式会社エージェント
(コード番号 7098)
代表者名 代表取締役 四宮 浩二
問合せ先 経営管理部 執行役員 CFO
山下 雄也
T E L 03-3780-3911
U R L <http://www.agent-network/>

2024年1月期 発行者情報の提出延期に関するお知らせ

当社は、2024年1月期発行者情報について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第1項に定める期限（2024年4月30日）までに提出できないこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出延期の理由

当社は、公表済みの決算に関して、当社社員による不適切な取引の疑いおよび不正行為の疑いを認識したことを受け、第三者調査委員会を設置し、2023年12月26日付け「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、売上の架空計上並びに経費の横領が行われていたことが判明いたしました。

当社は、第三者調査委員会の調査結果を受け、2021年1月期通期以降の決算短信および発行者情報を訂正対象とし、過年度決算の訂正に向けた作業を行っておりますが、2024年3月18日付け「2024年1月期決算発表の延期のお知らせ」にてお知らせしたとおり、現時点においても2024年1月期中間期及び通期連結財務諸表及び通期連結財務諸表の作成並びに監査法人による監査手続きが完了させることができず、それに伴い、2024年1月期中間決算短信の公表及び2024年1月期の中間発行者情報の提出、並びに2024年1月期決算短信の公表ができておりません。

そのため、2024年1月期の発行者情報につきましては、提出期限である2024年4月30日までに提出ができず、発行者情報の提出を延期とすることとなりました。

2. 今後の見通し

延期後の2024年1月期中間決算発表予定日、2024年1月期中間発行者情報の提出予定日、2024年1月期決算発表予定日、2024年1月期発行者情報の提出予定日につきましては、それぞれ決定等があり次第、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

3. 2024年1月期中間発行者情報及び2024年1月期発行者情報の提出延期による J-Adviser 契約について

当社は2024年1月期決算短信の発表ならびに発行者情報の提出を延期することを決定いたしました。上記の通り監査法人の訂正監査中であることから、それ以前に2024年1月期中間決算短信ならびに2024年1月期中間発行者情報についても提出遅延の状態が続いております。

当社は J-Adviser 契約を株式会社日本M&Aセンター（以下、日本M&Aセンター）と締結しておりますが、当該契約書は TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場および上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の 担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は上場廃止になること、当該契約における契約解除に係る事前催告に関する事項の中で「発行者情報等の提出遅延」があり、当社が提出の義務のある発行者情報等について、法令および上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、日本M&Aセンターがその遅延理由が適切でないと判断した場合には、無催告解除することができるという内容となっていることは、2023年10月31日付け「2024年1月期中間決算短信発表の再延期および2024年1月期中間発行者情報の提出遅延に関するお知らせ」及び2024年3月18日付け「2024年1月期決算発表の延期のお知らせ」にてお知らせしたとおりです。

2024年1月期中間発行者情報の提出期限は2023年10月31日でありましたが、現在は2021年1月期通期以降の財務諸表に係る訂正監査中であり、訂正監査が完了していない状況であり、本日時点でも2024年1月期中間期連結財務諸表における2024年1月期中間発行者情報の提出遅延が続いております。

また、2024年1月期発行者情報の提出期限は2024年4月30日でありましたが、現在は第三者委員会の調査を終了し、2021年1月期通期以降の財務諸表に係る訂正監査手続きを実施しているものの、上記の通り訂正監査が完了していない状況であり、本日時点でも2024年1月期の通期連結財務諸表における2024年1月期発行者情報の提出遅延が続いております。

上記につき、担当 J-Adviser である日本M&Aセンターからは、2024年1月期中間発行者情報の提出遅延が続いていること、及び、本日、新たに2024年1月期発行者情報の提出が遅延したことを深く憂慮しているものの、監査法人による訂正監査手続きが続いていることから、それぞれのケースについて必ずしも「提出遅延の理由が適切でないと判断した場合」に該当するとは言いえないことから、「提出遅延の理由が適切でないと判断した場合」に該当しないものとの判断を継続するとのことで、現時点において無催告解除は行わない旨の報告を受けております。

以上